

## 協議事項資料

- 1 令和3年度専門部会の名称及び取組内容について  
令和3年度に設置する専門部会は次の2部会を予定し、取組内容は記載のとおりとします。
  - (1) 相談・くらしの部会【継続】  
障害の種類や程度に関わらず安心して地域生活を送れるよう支援体制を整えるため、地域における相談支援体制や連携方法等を協議していただきます。
  - (2) 子ども部会【新設】  
障害のある児童及びその家族等が、ライフステージが変化しても切れ目のない支援を受けられるよう、ツールの活用や地域における体制等を協議していただきます。
- 2 全体会で協議する案件について  
各部会からの報告を受け、全体会として協議いただきます。また、新たに協議が必要な事項が生じた場合には、議題として採りあげます。
- 3 運営会議で協議する案件について  
全体会・専門部会がスムーズに開催できるよう、事前の調整を行います。また、各種連絡会から地域課題を吸い上げる調整等を行います。  
その他、全体会から付託された事項について協議し、結果を全体会に報告するものとします。